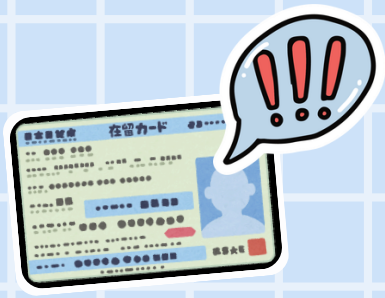
2026年4月15日から「技術・人文知識・国際業務」の在留申請で言語能力を証する追加の添付書類が必要になります！



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成

2026年4月15日（水）以降の申請から、所属機関がカテゴリー3又は4に該当する場合は、以下の添付書類を追加で提出する必要があります。

- **所属機関の代表者に関する申告書**
- 言語能力を用いて対人業務に従事する場合：**業務上使用する言語について、CEFR・B2相当の言語能力を有することを証する資料**

注：以下に該当する場合は、CEFR・B2相当の日本語能力を有するとみなされます。

- JLPT・N2以上を取得していること
- BJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を取得していること
- 中長期在留者として20年以上日本に在留していること
- 日本の大学を卒業し、又は日本の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了していること
- 日本の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

所属機関がカテゴリー3又は4に該当する場合の必要書類については、出入国在留管理庁のホームページからご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html

問い合わせ先

札幌出入国在留管理局（本局及び5出張所)

https://www.moj.go.jp/isa/about/region/sapporo/index.html

日本語のみの対応になるので、日本語以外の言語で相談したい場合は、北海道外国人相談センターに連絡してください。